

平成27年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第1日（平成27年 9月 1日 火曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第9号 専決処分した事件の報告について（職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第10号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第11号 専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）

議案第45号 平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について

議案第46号 平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第47号 平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第48号 平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第49号 平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 平成26年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 平成26年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 平成26年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 平成26年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 平成26年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号 平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 7 号 平成 2 6 年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 8 号 平成 2 6 年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 5 9 号 土佐清水市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 6 0 号 土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 1 号 土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 2 号 土佐清水市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 3 号 土佐清水市社会福祉施設職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 4 号 土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 5 号 四万十市及び宿毛市と土佐清水市との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
- 議案第 6 6 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）
- 議案第 6 7 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）
- 議案第 6 8 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について（追認）
- 議案第 6 9 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 議案第 7 0 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について
- 議案第 7 1 号 幡多広域市町村圏事務組合立しおさいの管理及び運営に関する事

務委託の廃止に関する協議について

議案第72号 幡多広域市町村圏事務組合立特別養護老人ホームしおさいの管理  
並びに運営に関する事務委託規約の廃止について

議案第73号 財産の取得について

日程第4 常任委員会委員の選任について

日程第5 議会運営委員会委員の選任について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君 | 12番 | 武藤清君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 伊藤牧子君 |
| 議事係長 | 池正澄君 | 主幹 | 出口直人君 |
| 主事 | 坂本壮君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 市長 | 泥谷光信君 | 副市长 | 磯脇堂三君 |
|----|-------|-----|-------|

|                              |         |                  |         |
|------------------------------|---------|------------------|---------|
| 会計管理者兼<br>会計課長               | 山本 豊 君  | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 野村 仁美 君 |
| 企画財政課長                       | 早川 聡 君  | 総務課長             | 木下 司 君  |
| 危機管理課長                       | 横畠 浩治 君 | 消 防 長            | 田村 光浩 君 |
| 消 防 署 長                      | 上原 由隆 君 | 健康推進課長           | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長                       | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長          | 二宮 真弓 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長            | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長        | 横山 周次 君 |
| 観光商工課長                       | 岡田 敦浩 君 | 農林水産課長           | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長                      | 田村 和彦 君 | じんけん課長           | 田村 善和 君 |
| しおさい園長                       | 中島 東洋 君 | 収納推進課長           | 倉松 克臣 君 |
| 教育委員長                        | 竹田 陽 君  | 教 育 長            | 弘田 浩三 君 |
| 学校教育課長                       | 中津 健一 君 | 生涯学習課長           | 中山 優 君  |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター<br>所 長 | 弘田 条 君  | 選挙管理委員会<br>事務局 長 | 沖 比呂志 君 |
| 監査委員事務局長                     | 小松 高志 君 |                  |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成27年土佐清水市議会定例会9月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

9月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会でご審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 武藤 清君。

（議会運営委員会委員長 武藤 清君登壇）

○議会運営委員会委員長（武藤 清君） おはようございます。

ただ今、議題となっております9月会議の審議期間につきましては、8月25日開催の議会

運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から9月18日までの18日間と決しました。

審議期間中の日程としまして、本日は審議期間の決定、議案の上程の後、市長の提案理由説明、内容説明を行います。

また、9月7日は、議案に対する質疑並びに一般質問を行い、9月8日から9月9日までは一般質問を行います。

9月10日、14日、15日は予算決算常任委員会を、11日は総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会を開催し、9月18日に本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑、討論、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

9月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から9月18日までの18日間といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、9月会議の審議期間は本日から9月18日までの18日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により5番浅尾公厚君、7番小川豊治君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長 山下 毅君登壇）

○議会事務局長（山下 毅君） おはようございます。

平成27年6月会議以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況についてご報告いたします。

総務文教常任委員会を2回開催し、7月13日には避難道及び防災倉庫の現地視察を実施。産業厚生常任委員会を2回開催し、7月24日には県漁協下ノ加江地区委員等と意見交換会を実施いたしました。

議会運営委員会を1回、8月25日に開催し、9月会議の日程等について協議を行いました。また同日、議会だより編集委員会を開催し、本日9月1日に議会だより第94号を発行いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

7月9日、四国西南サミットが宇和島市で開催され、議長が出席。

7月23日、市町村議会議員研修会が高知市で開催され、副議長、各議員が出席。

7月25日、宇和島市合併10周年記念式典が宇和島市で開催され、正副議長が出席。

7月27日、四国横断自動車道高知県建設促進期成会通常総会等が四万十市で開催され、議長が出席。

7月31日、平成27年度土佐清水市中高生みらい議会が開催され、議長が出席し、議長職を行いました。

8月1日、第54回市民祭あしずり祭りが開催され、議長が出席。

8月6日、国道321号改良促進期成同盟会総会等が開催され、議長が出席。

8月20日、市町村議会議員研修会が高知市で開催され、各議員が出席。

8月26日、第127回高知県市議会議長会臨時総会が宿毛市で開催され、正副議長、事務局長が出席。

8月27日、再生可能エネルギー発電事業に関する条例勉強会が市役所で開催され、議長、総務文教常任委員会委員長が出席。

地方自治法第221条第3項の法人の経営状況を説明する書類として、株式会社土佐清水元気プロジェクトの平成26年度決算報告書並びに平成27年度、28年度、経営改善計画書が7月24日に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく「健全化判断比率等報告書」が8月19日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づく「教育委員会の点検・評価の報告書」が8月26日に、それぞれ議長に提出されましたので、本日、皆さんに配布いたしました。

次に、休会中の議員派遣についてご報告いたします。

7月25日、宇和島市合併10周年記念式典が宇和島市で開催され、副議長が派遣されました。

次に、提出議案について申し上げます。

今会議に提出されております案件は、報告第9号「専決処分した事件の報告について（職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」から、報告第11号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」までの報告3件及び議案第45号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から、議案第73号「財産の取得について」までの議案29件、計32件であります。

これらの案件名につきましては、議案綴りのとおりでありますので、省略させていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出報告第9号「専決処分した事件の報告について（職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第11号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」までの報告3件並びに議案第45号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第73号「財産の取得について」までの議案29件、計32件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。

本日ここに、平成27年土佐清水市議会定例会9月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）をはじめとする議案等についてご説明を申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様にご理解とご協力をお願いしたいと思います。

まず、新聞報道等で最近よく取り上げられている大規模太陽光発電（メガソーラー）整備計画についてであります。

ご承知のとおり、大岐地区に引き続き、浦尻地区とグリーンハイツ地区の境界付近での整備計画も明らかになり、この整備計画に対し、両件ともに住民組織による反対署名運動が展開されてきました。私は、これまで何度も市としての立場を申し上げてきましたが、国の法律や県の許認可など、法令を遵守して行う土地事業に対し、市に規制できる権限はありません。しかしながら、市としても指導的立場を強化するため、県内市町村初となる設置事業者への指導要綱を定めました。事業者の責務として、関係法令遵守はもちろんのこと、周辺の自然環境・生活環境に十分配慮し、近隣住民との良好な関係を損なわないこと、また事前に市長との協議の場を設けること、事業内容・工事施工方法等について地元説明会を開き、近隣関係者との協議を行うことなどを盛り込んでおります。

東日本大震災での原発事故以降、全国的に再生可能エネルギーが推進され、本市でも太田残土処分場や中浜清掃センター跡地の有効活用として、また高知県の「こうち型地域還流再エネ事業」にも官民協働で取り組んでまいりましたが、景観保全などの問題に対し、一定の規制や指導強化が必要であるという考えのもと、要綱制定に至ったものであります。

ただし、この「土佐清水市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」には、法的拘束力はないため、今後は全国的にも起こり得るこのような問題に対し、国の規制強化と法整備を求め

る要望活動を行うとともに、外部有識者の意見も参考にしながら、独自の条例制定に向け、検討委員会を立ち上げておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、地方創生の取り組みについてであります。

5月から6月にかけて、市内15カ所で住民座談会を開催し、7月21日からは二巡目の住民座談会を明日9月2日まで開催することとしております。

また、この間、高校生を含め、市内の20代、30代の若い世代を対象とした清水の将来を考える会も2回開催するなど、さまざまな年代の方々から、幅広く地方創生に向けての地域活性化、人口減少に対する意見やアイデアをいただき、これらを反映させながら、土佐清水市版総合戦略の策定作業を進めてまいりました。

本市の総合戦略は、国・県の総合戦略とも整合性を図り、基本目標を「基幹産業の復興により安定及び新たな雇用を創出する」「人の流れを創出する」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「人と人とのつながりを強め、暮らしを守るとともに地域のにぎわいを創出する」、以上4項目を掲げております。また、事業ごとに5年後の成果目標を設定し、その成果目標を達成するために必要となる具体的な施策、事業などについて記載した内容となっております。この本市総合戦略は、最終的には「産」「官」「学」「金」「労」「言」の外部委員等により組織する検討会議に諮り、来月国へ提出する予定であります。さきの6月会議でもお話させていただきましたが、本9月会議の審議期間中に全員協議会を開催していただき、現時点における本市総合戦略と人口ビジョンのご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、去る7月31日に、清水中学校と清水高校の20人の生徒が議員となり、執行部に対し施策等について直接質問を行う「中高生みらい議会」を開催し、少子化対策・環境問題・雇用対策・観光振興・災害対策など議会さながらにさまざまな質問戦が繰り広げられました。

この取り組みは、中高生がみずから考え判断し、問題を解決する力や生きる力を育み、ふるさと土佐清水市の一員としての自覚や社会への参加意識を高め、次代を担う子どもたちのまちづくりや市政に対する思いや夢を行政に提案・反映させていくことを目的に実施したもので、市政に対し興味を持ち続けてもらう意味でも、大変有意義であり、今後も継続して実施したいと考えております。

続きまして、明治末期から昭和にかけて、本市からブラジルへ移住した方々を追悼する慰霊祭が同国サンパウロ市で行われ、今回、この式典に招待を受け、斧積地区関係者の皆さんとともに、ブラジルを訪問しました。土佐清水市長としましては、1980年、昭和55年の矢野川市長以来、実に35年ぶりの慰霊祭出席となりましたが、式典では遠い異国、ブラジルの地でお亡くなりになられた郷土出身者の御霊に対し、謹んで哀悼の誠を捧げ、心からの弔辞を述

べさせていただきます。今年で37回目を数えた土佐清水市出身者慰霊祭。ブラジルで暮らす1世から4世の移住者とその子孫150人が参列して、盛大に挙行されましたが、日本のブラジル移民の中でも毎年単独で開催しているのは、土佐清水市出身者だけとのことであります。移民同士の交流を取り持つ文野雅甫会長の行動力・ご尽力に心から感謝申し上げます。

今回のブラジル訪問では、4泊8日という強行日程の中、ブラジル高知県人会主催によるオザスコ市及びサンパウロ州の関係者を招いての歓迎会や、ブラジル日本都道府県人会連合会主催の「日伯120年の絆」をテーマとした「第18回日本祭りフェスティバル・ド・ジャポン」への参加など、大変中身の濃い訪問となりましたが、1910年、明治43年にブラジル移民として新天地に活路を求め、海を渡って以来105年の歳月が過ぎ、斧積地区を中心に約60家族300人が移住したとお聞きいたしました。ふるさと土佐清水市を離れ、苦闘の末にブラジルで日系社会を築いたことに対し、心から敬意を表しますとともに、今回、ブラジル慰霊祭に参加し、改めて日本人の強さ、奥ゆかしさ、そして土佐清水市出身者の絆を感じたところでもあります。

ブラジル高知県人会をはじめ、文野会長や関係者の皆さんには、ひとかたならぬご厚情をいただき、心よりお礼申し上げます。

続きまして、「プレミアム商品券」と「ふるさと旅行券」につきましてご報告いたします。

まず、商工会議所で発行しております「プレミアム商品券」につきましては、6月15日から販売を開始し、皆様にご購入いただき、1カ月後の7月17日に完売し、8月20日現在での利用率は60%余りと聞いております。このプレミアム商品券は、市内154店舗で利用でき、利用期限は11月14日までとなっておりますので、期限までのご利用をお願いいたします。

次に、観光協会が発行しております「ふるさと旅行券（ゴールドラッシュクーポン）」は、7月1日から販売を開始し、8月17日に完売しているとのことです。こちらは宿泊券と商品券がセットとなっており、宿泊券は市内30施設、商品券は市内49店舗で利用でき、利用期限は平成28年1月31日までとなっております。

この「プレミアム商品券」と「ふるさと旅行券」事業は、地方創生関連事業として、市内での消費喚起を目的として実施しているもので、商圈が消滅した本市にとりましては、商圈を少しでも取り戻す起爆剤になることを期待するとともに、本事業が一過性で終わることなく、市内でのさらなる消費拡大につながる施策の展開を今後検討していきたいと考えています。

次に、ご寄贈の報告をさせていただきます。

土佐清水ライオンズクラブ様から、昨年引き続き、市内の赤ちゃんが誕生したご家庭に対し、土佐清水に生まれてくれてありがとうの気持ちを込めて、写真アルバム50冊を寄贈して

いただきました。所管課を通じ、各家庭へお渡しいたします。まことにありがとうございます。この場をおかりいたしまして厚く感謝申し上げます。

それでは、ご提案申し上げました各案件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第9号は、厚生年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の再任用に関する条例の改正につきまして、平成27年7月21日に専決処分した報告であります。

報告第10号につきましては、児童福祉施設の設備及び運営等に関する基準の一部改正に伴い、関連する条例の改正につきまして、平成27年8月12日に専決処分した報告であります。

報告第11号につきましては、議会の議決を経た工事請負契約により実施中の「大岐地区津波避難タワー建設工事」につきまして、250万円以下の請負金額の変更が生じたことにより、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分した報告であります。

議案第45号から第49号までの5件は、平成27年度予算に係る補正予算であります。

一般会計補正予算（第2号）は、地方創生先行型上乗せ交付金の活用事業として、幡多広域により観光振興に取り組む「四万十・足摺エリア誘客促進事業」1,373万1,000円など、計2,656万7,000円のほか、新規漁業就業者支援事業費補助金644万9,000円など、基幹産業の復興と雇用対策関連で計3,672万4,000円、中央公民館等新築工事3,000万円、下川口地区防災拠点施設改修工事1,201万6,000円など、南海地震・津波対策関連で計4,201万6,000円を計上しております。

このほかにも、財政調整基金積立金1億3,529万円などを含めまして、歳入歳出それぞれ合計2億4,364万3,000円を補正計上し、一般会計予算総額は115億446万9,000円となります。

特別会計では、4会計につきまして、補正予算案を計上させていただきました。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）及び再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）は、本年4月の人事異動に伴う人件費の補正予算額を計上しております。

介護保険特別会計補正予算（第1号）では、平成26年度の事業費確定に伴う返還金等を計上しております。

議案第50号から議案第57号までの8件は、平成26年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算と各特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第58号は、平成26年度土佐清水市水道事業会計の剰余金の処分につきまして議決を求めるものであります。

議案第59号及び第63号につきましては、特別養護老人ホーム「しおさい」が幡多広域市町村圏事務組合より無償譲渡されることに伴う条例の制定及び一部改正であります。

議案第60号及び第61号につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行に伴い、土佐清水市個人情報保護条例及び土佐清水市手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第62号につきましては、住居表示審議会の定数の変更等に伴う条例改正であります。

議案第64号につきましては、布小学校夜間照明施設を社会体育施設としては廃止することに伴う条例改正であります。

議案第65号につきましては、四万十市及び宿毛市と締結しております「定住自立圏の形成に関する協定」に内容修正が必要となったことに伴い、議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により、議決を求めるものであります。

議案第66号から第68号までの3件は、過去に幡多広域市町村圏事務組合から関係自治体等に無償譲渡された施設につきまして、財産処分等、地方自治法で議決が必要と定められております事項を追認により議決を求めるものであります。

議案第69号から第72号までの4件は、特別養護老人ホーム「しおさい」の無償譲渡に伴い、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務と規約の変更及び財産処分等につきまして、議決を求めるものであります。

議案第73号につきましては、水槽付消防ポンプ自動車の購入契約の締結に当たり、契約金額が2,000万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議決を求めるものであります。なお、本案につきましては、納期が6カ月必要であることから、本日先議をお願いするものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただ今から予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第45号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」及び議案第46号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」並びに議案第48号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第

1号)について」及び議案第49号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)について」の議案4件の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君登壇)

○企画財政課長(早川 聡君) おはようございます。

議案第45号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」ご説明いたします。

歳出から説明いたします。

補正予算書の18ページをお願いいたします。

はじめに、各目に計上いたしました2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、今年度4月の人事異動による現在の職員配置に伴う人件費に係るものですので、説明は省略させていただきます。

2款1項7目企画振興費、12節役務費66万4,000円は、第三セクターの再編によるホールディングス化、完全親会社の設立に伴う株式移転に係る定款認証及び登記事務手数料等を計上しています。

13目財政管理費、25節積立金1億3,529万円は、平成26年度実質収支額2億7,056万8,000円の2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるものであります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバー制度が始まることに伴い、住民票を有する方に、10月以降、12桁のマイナンバー、個人番号が通知され、翌年1月からは行政機関等によるマイナンバーの利用が開始、同時に申請者には個人番号カードの交付が始まる予定であります。

4節共済費から7節賃金までの合わせて54万6,000円は、個人番号カード交付ための臨時職員の人件費として、11節需用費100万1,000円は、市内全戸配布用のマイナンバー制度の小冊子代を、18節備品購入費66万3,000円は、カード裏面印字プリンターの購入経費を計上しています。

3款1項6目国民年金事務費、13節委託料61万6,000円は、国民年金の納付猶予対象者が30歳未満の者から50歳未満の者に拡大されたことや、免除申請及び学生納付特例申請の様式の見直しに伴うシステム改修に要する委託料を計上しています。

19ページをお願いいたします。

7目介護保険対策費、28節繰出金153万2,000円は、今年度4月の人事異動による現在の職員配置に伴う人件費として、介護保険事業特別会計へ繰り出しするものであります。

3款2項2目保育所運営費、4節共済費から7節賃金までの合わせて517万9,000円の

減額は、今年度4月の人事異動により嘱託職員が特別養護老人ホームしおさいへ配置がえとなったことによる人件費の減額分を計上しております。

15節工事請負費77万2,000円は、きらら清水保育園の裏側に安全対策としてフェンスを取りつけるための工事費等を計上しております。

4款1項3目健康増進事業費、28節繰出金15万1,000円は、今年度4月の人事異動による現在の職員配置に伴う人件費として、後期高齢者医療特別会計へ繰り出しするものであります。

20ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金、産業振興促進事業補助金1,000万円は、株式会社土佐清水元気プロジェクトの商品である宗田だし入りドレッシングの発注が急増しており、現在の手作業による工程では、発注に生産が追いついていない状況であることから、この機を逃さず、商品の増産を図るために、ボトルラベラー、ラベル印字機などの機器導入に要する経費の1,000万円を限度に補助金として交付するものであります。財源につきましては、平成27年10月30日までに地方版総合戦略を策定する場合に対象となる地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型の上乗せ交付分、タイプⅡ分、1,000万円を見込んでおります。詳細は予算審議における事業説明書1ページをご参照ください。

5款2項2目林業振興費、19節負担金、補助及び交付金、原木増産推進事業費補助金14万8,000円は、県内製材工場等と原木の安定供給に関する協定を締結した自伐林家等小規模農家を実践する者が行う林業機械レンタルに要する経費の2分の1を補助するものであります。財源につきましては、全額県補助金が見込まれます。詳細は、予算審議における事業説明書2ページをご参照ください。

3目鳥獣対策費、特定財源の県支出金892万円は、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の特定財源として、その諸収入からの財源振替であります。

21ページをお願いいたします。

5款3項2目水産振興費、19節負担金、補助及び交付金919万2,000円のうち、新規漁業就業者支援事業費補助金644万9,000円は、新規漁業就業者支援事業対象者が行う漁業研修期間中の生活支援及び指導者への謝金、漁船リースに係る費用を補助するもので、新たに研修が始まる3名と漁船1隻分のリース分を追加計上しています。

漁業就業者定住促進対策事業費補助金32万円は、新規漁業就業者支援事業対象者の扶養家族の人数に応じ、支援金を補助するもので、新たに研修が始まる研修生の扶養家族4名分を追加計上しております。

担い手育成団体支援事業費補助金242万3,000円は、従来の就業者対策に加え、漁業生産に関連する民間企業や漁協が新たに実施する雇用の漁業担い手育成事業を支援することを目的に、研修生及び指導者の雇用に係る経費を補助金として交付するものであります。詳細は、予算審議における事業説明書3ページをご参照ください。

3目漁港建設費、15節工事請負費205万8,000円は、竜串漁港の老朽化した荷捌き所の撤去に係る修繕工事費を計上しています。

4目水産施設費、15節工事請負費150万円は、下ノ加江新港に設置している急速冷凍施設内の床の修繕工事費を計上しています。

21ページから22ページをお願いいたします。

6款1項3目観光振興費、9節旅費116万2,000円及び19節負担金、補助金及び交付金1,540万5,000円のうち、観光インターンシップ推進事業費補助金167万4,000円の合わせて283万6,000円は、近年、訪日外国人観光客が急速に増加してきており、特に台湾観光客のリピーター率が高く、今後においてもさらに期待ができる状況の中、台湾大学観光系学部の学生をインターンシップにより受け入れ、外国人対応能力の向上とSNSなどのインターネットを活用した情報発信、インターン生の観光協会や市内宿泊施設への職場体験などを図るため、台湾大学とのインターンシップ連携協定の締結に係る経費として、台湾大学との協議、調印のための旅費並びに観光協会への補助金として、旅費及び大学関係者招聘費等を計上しています。詳細は予算審議における事業説明書4ページをご参照ください。

19節負担金、補助及び交付金1,540万5,000円のうち、幡多広域観光協議会運営費負担金1,373万1,000円は、幡多6市町村と4市町の観光協会が連携を密にしながら、観光会社、観光関係者と連携した誘客キャンペーンの展開、国際観光に対応した体験プログラムや受け入れ体制の整備、誘客促進の計画づくり、戦略的なマーケティングや企画立案のための基礎的なニーズ等分析収集調査の実施などを図り、観光振興と地域活性化に貢献することを目的として、幡多広域エリアでの事業展開を支援するもので、事業費7,000万円のうち、本市負担分を追加計上するものです。

これら2事業の財源につきましては、他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業を実施する場合に交付される地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型の上乗せ交付タイプI分を見込んでおります。

5目ジオパーク推進費、9節旅費から19節負担金、補助及び交付金までの合わせて15万3,000円は、日本ジオパークネットワーク研修会等の出務旅費及び負担金の組みかえ、追加分を計上しています。

また、特定財源の県支出金237万6,000円は、地方債と一般財源の一部からの財源振替

であります。

7款1項1目土木総務費、8節報償費から9節旅費までの合わせて8万円は、南海トラフ巨大地震の津波等による被害が想定される中、住民代表を含めた土佐清水市まちづくり検討委員会を立ち上げ、高台移転に伴う必要となる幹線道路等のインフラ整備など、災害に負けないまちづくりのあり方を検討するための開催経費を計上しています。

詳細は、予算審議における事業説明書5ページをご参照ください。

2目すみよいまちづくり費、11節需用費300万円は、4月及び6月の豪雨により被害を受けた市道の崩土除去、側溝清掃等に係る修繕料を計上しています。

19節負担金、補助及び交付金、すみよいまちづくり事業補助金200万円は、部落道整備、防犯灯の設置、災害対応分などに係る経費に対しての補助金を追加計上しております。

23ページをお願いいたします。

7款3項1目河川費、11節需用費60万円は、旭町、斧積、大谷の河川修繕料として3件分を計上しています。

7款4項7目住居表示費、1節報酬から11節需用費までの合わせて5万5,000円は、清水第三土地区画整理区域内の字名と地番の変更並びに街区住居表示を付番することで、住民が生活しやすい環境を整備するための土佐清水市住居表示審議会の開催経費を計上しています。

8款1項3目非常備消防費、18節備品購入費73万1,000円は、消防団の情報収集・共有・発信機能を強化するとともに、離れた場所で活動する消防団員に情報伝達を円滑にする必要があることから、小電力トランシーバー52基分を計上しています。財源につきましては、県補助金2分の1を見込んでおります。

24ページから25ページをお願いいたします。

6目災害対策費、13節委託料、下川口地区防災拠点施設改修工事施工監理業務51万6,000円は、災害発生時において不足する二次避難所の整備、食料等の分散備蓄等を行うための防災拠点施設を旧宗呂小学校を改修して整備する工事に当たっての工事施工監理業務費を計上しています。

15節工事請負費1,150万円は、下川口地区防災拠点施設の改修工事費を計上しています。財源につきましては、13節委託料、15節工事請負費とも、緊急防災・減災事業債を見込んでおります。

また、当初予算で計上している津波避難路整備工事等の財源について、国庫支出金の減額により、地方債、その他特定財源、一般財源による財源振替をしております。

9款3項2目教育振興費、19節負担金、補助及び交付金、中学校体育連盟等補助金117万円は、郡・県・全国体育大会等への参加による体力の向上と生徒の健全育成を図る目

的に補助をしておりますが、今年度は四国大会や全国大会への競技参加者の増加による大会参加経費の増額分を計上しております。

9款4項6目公民館建設費、15節工事請負費3,000万円は、公民館の新築工事に伴い、周辺取り合い部分の修景施設、排水施設、フェンス等の安全施設、駐車場の舗装工事費を計上しています。財源につきましては、緊急防災・減災事業債を見込んでおります。詳細は、予算審議における事業説明書6ページをご参照ください。

10款2項3目河川等現年補助災害復旧費、15節工事請負費500万円は、市道布・立石・中村線の道路災害1件に係る復旧工事費を計上しています。

次に、歳入について説明いたします。

15ページから16ページをお願いいたします。

13款1項国庫負担金から16ページ、14款2項県補助金までは、歳出予算の財源として、その負担率、補助率に基づき計上をしております。

17款1項4目防災対策加速化基金繰入金151万8,000円は、防災拠点施設備蓄品の財源として追加計上しています。

18款1項1目繰越金1億5,018万5,000円は、歳出予算の一般財源として計上しております。

19款4項1目雑入、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金892万円の減額は、事業実施における交付申請先が高知県有害鳥獣対策協議会から、高知県に変更になったことから、減額計上し、15ページ、14款2項4目2節林業費補助金、鳥獣被害防止総合対策交付金として同額を計上しております。

16ページから17ページをお願いいたします。

20款1項5目商工債から9目災害復旧事業債までは、地方債の対象となる事業の財源として、その充当率に基づき計上しており、10目臨時財政対策債1,033万7,000円は、歳出予算の一般財源として計上しております。

なお、臨時財政対策債の発行可能額は、今年7月に決定し、2億8,033万7,000円となったところであります。

9ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費、土佐清水市中央公民館等新築事業は、平成28年度へ繰り越しされる予定であり、5億3,060万円を限度として、繰越明許費を設定するものであります。

10ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正、爪白キャンプ場等基本計画策定業務は、爪白キャンプ場等の魅力をさらに高め、キャンプ場利用者の増加と地域での食材等購入による消費拡大を図るため、

民間のブランド力とキャンプ場経営のノウハウを活用して、爪白キャンプ場の再整備に向け、基本計画を策定するための業務について、平成28年度を期間に584万9,000円を限度額として、債務負担行為を追加補正するものであります。

11ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正につきましては、当該補正予算に関連して既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,364万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は115億446万9,000円となります。

以上で、平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議案第46号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目一般管理費、3節職員手当等15万1,000円は、歳入3款1項3目その他一般会計繰入金を財源として、今年度4月の人事異動による現在の職員配置に伴う人件費を計上しています。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は2億6,965万8,000円となります。

以上で、議案第46号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」の説明を終わります。

次に、議案第48号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について」説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目一般管理費、4節共済費から7節賃金までの合わせて518万円は、歳入5款1項1目特別養護老人ホーム事業基金繰入金を財源として、今年度4月の人事異動による現在の職員配置に伴う嘱託職員の人件費を計上しています。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ518万円を追加し、歳入歳出予算の総額は4億2,014万6,000円となります。

以上で、議案第48号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予

算書（第1号）について」の説明を終わります。

次に、議案第49号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。補正予算書の6ページから7ページをお願いします。

歳出1款1項1目一般管理費、3節職員手当等37万7,000円は、歳入2款1項1目売電収入を財源として、今年度4月の人事異動による現在の職員配置に伴う人件費を計上しています。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は9,678万7,000円となります。

以上で、議案第49号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」の説明を終わります。

最後に、議案綴りをお願いいたします。

議案第50号から議案第57号までの議案8件は、平成26年度における各会計の歳入歳出決算の認定を求めるものでございます。

以上で、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、議案第47号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」の説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君登壇）

○健康推進課長（戎井大城君） 議案第47号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いします。

歳出から説明いたします。

1款1項1目3節職員手当等153万2,000円は、職員の異動に伴う期末手当等職員手当の増額によるものです。

5款1項3目23節償還金、利子及び割引料5,293万円は、平成26年度介護保険給付費の確定により、既に交付されている介護給付費負担金の差額並びに地域支援事業の事業費実績により、既に交付されている地域支援事業費負担金の差額をそれぞれ国・県へ返還するものです。

次に、8ページ、歳入をお願いします。

4款1項1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業支援交付金、合わせて36万

5,000円は、平成26年度支払基金交付金の確定により、追加交付されるものです。

7款1項5目その他一般会計繰入金153万2,000円は、職員手当の増額による繰入金です。

8款1項1目繰越金5,256万5,000円は、平成26年度繰越金を計上したものです。

1ページをお願いします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,446万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億1,978万6,000円となります。

以上、議案第47号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、議案第58号「平成26年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 田村和彦君登壇）

○水道課長（田村和彦君） 議案第58号「平成26年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明いたします。

地方公営企業法が改正され、資本制度の見直しが平成24年4月1日から施行となりました。

その中で、利益の処分については、法第32条第2項で毎事業年度に生じた利益の処分は、前事業年度からの欠損金を埋める場合を除き、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないとあります。

このことから、今回、未処分利益剰余金3億3,930万3,006円のうち、4,000万円を減災積立金に、4,000万円を建設改良費積立金にそれぞれ積み立てし、残余を繰り越す議案を提出させていただきました。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、報告第9号「専決処分した事件の報告について（職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第11号「専決処分した事件の報告について（工事請負契約金額の変更について）」までの報告3件並びに議案第59号「土佐清水市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について」から議案第73号「財産の取得について」までの議案15件、計18件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 木下 司君登壇）

○総務課長（木下 司君） おはようございます。

それでは、条例案等について説明をいたします。

議案綴りをお願いをいたします。

報告第9号「専決処分した事件の報告について（職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例に制定について）」議案綴りの1ページから2ページです。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律が、平成27年10月1日に施行されることに伴い、職員の再任用に関する条例の附則第2条中の地方公務員等共済組合法を厚生年金保険法に改める一部改正を、市長の専決処分事項の指定について、第4号の規定により専決処分したので、これを報告をするものです。

報告第10号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）」議案綴りの3ページから4ページです。

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正があり、乳児4人以上を入所させる保育所と家庭的保育事業等に係る保育士の数の算定について、当分の間、保健師または看護師に加え、准看護師も1人に限って保育士とみなすことができるとされました。このため、条例の一部改正を市長の専決処分事項の指定について、第4号の規定により専決処分したので、これを報告をするものです。

報告第11号「専決処分した事件の報告について（工事請負金額の変更について）」議案綴りの5ページから6ページです。

平成27年1月20日付で、人見建設代表者、人見則子氏と工事請負契約を締結し、実施しておりました大岐地区津波避難タワー建設工事について、現状の土壌が悪く、このままでは舗装時にひび割れ等が発生するため、表土の入れかえを行ったこと。杭基礎が挿入できなくなり、薬液注入により掘削作業を行ったことにより、契約金額で249万5,880円の増額、変更請負契約金額で3億1,871万9,880円となり、専決処分したので、これを報告をするものです。

議案第59号「土佐清水市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について」議案綴りの21ページから24ページです。

幡多広域市町村圏事務組合が設置し、事務委託規約に基づき、土佐清水市に運営管理を委託している同組合立しおさいについて、施設が所在する本市に無償譲渡されることになりましたので、条例を制定をするものです。

議案第60号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの25ページから28ページです。

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律、マイ

ナンバー法が制定され、全ての国民に個人番号が付番されることになりました。マイナンバー法では、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報及び情報提供等記録についてより厳格な保護措置を講ずることとしています。

これを受け、本市も個人情報等の適正な取り扱いを行うため、条例の一部を改正をするものです。

議案第61号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの29ページから30ページです。

平成27年10月5日に施行される個人番号制度に伴い、個人番号を通知するカードの紛失等による再交付手数料及び平成28年1月1日から住民基本台帳カードから個人番号カードへ移行することによる再交付手数料を定める条例の一部改正です。

議案第62号「土佐清水市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの31ページから32ページです。

清水第三土地区画整理区域内の土地について、字名の変更並びに住居表示の付番を今年度実施することになっております。現在の条例では、市議会議員及び市職員が含まれておりますので、これらを削り、組織編成について委員15名以内を10名以内とする条例の一部改正です。

議案第63号「土佐清水市社会福祉施設職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの33ページから34ページです。

平成28年3月31日をもって、しおさいが無償譲渡されることに伴い、土佐清水市社会福祉施設職員定数条例の第1条中の「幡多広域市町村圏事業による」を「土佐清水市」に改める条例の一部改正です。

議案第64号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴りの35ページから36ページです。

市立布小学校夜間照明施設が年1回の地元の盆踊りに使用するだけで、使用頻度が低く、社会体育施設として使用されていないのが現状です。

年間の電気基本料金も3万円程度必要となっております。地元区長と協議した結果、社会体育施設としては廃止することとなりましたので、廃止に伴う条例の一部改正です。

議案第65号「四万十市及び宿毛市と土佐清水市との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」議案綴り37ページから40ページです。

契約締結後、5年が経過し、取り組みの進展や時間の経過等により、文言修正が必要となり、また、今後5カ年の取り組みに係る内容修正が必要となったため、議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により議決を求めるものです。

議案第66号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）」議

案綴りの４１ページです。

過去に幡多広域市町村圏事務組合から無償譲渡した特別養護老人ホーム千寿園（宿毛市）、大月荘（大月町）及びかわせみ（四万十市）の施設にかかわる共同事務処理を廃止することについて、地方自治法第２９０条の規定により、追認による議決を求めるものです。

議案第６７号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）」議案綴りの４２ページから４４ページです。

過去に幡多広域市町村圏事務組合から無償譲渡した特別養護老人ホーム千寿園（宿毛市）、大月荘（大月町）及びかわせみ（社会福祉法人西土佐福社会）の各施設を財産処分することについて、追認による議決を求めるものです。

議案第６８号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合の規約の一部変更に伴う財産処分について（追認）」議案綴り４５ページから４７ページです。

過去に幡多広域市町村圏事務組合から無償譲渡した身体障害者療護施設太陽の家（土佐清水市）、幡多郷土資料館（中村市）及び幡多公設地方卸売市場（中村市）について、幡多広域市町村圏事務組合が共同処理するこの事務の廃止及び事務組合規約の一部変更に伴う当該施設の財産処分について、追認による議決を求めるものです。

議案第６９号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」議案綴りの４８ページです。

しおさいが幡多広域市町村圏事務組合から本市に無償譲渡されることに伴い、共同処理する事務のうち、事務組合規約の第３条１号に規定する特別養護老人ホームの設置及び維持管理並びに運営に関する事務を廃止し、規約の一部を変更することについて議決を求めるものです。

議案第７０号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について」議案綴りの４９ページから５０ページです。

しおさいが、平成２８年４月１日をもって本市に無償譲渡されるため、幡多広域市町村圏事務組合が共同処理する事務の廃止に伴う当該施設の財産処分について議決を求めるものです。

議案第７１号「幡多広域市町村圏事務組合立しおさいの管理及び運営に関する事務委託規約の廃止に関する協議について」議案綴りの５１ページです。

しおさいが平成２８年４月１日をもって本市に無償譲渡されるため、本市と幡多広域市町村圏事務組合が定めている幡多広域市町村圏事務組合立しおさいの管理及び運営に関する事務委託規約（広域組合制定分）を廃止することについて議決を求めるものです。

議案第７２号「幡多広域市町村圏事務組合立特別養護老人ホームしおさいの管理並びに運営に関する事務委託規約の廃止について」議案綴り５２ページです。

議案第71号と同様に幡多広域市町村圏事務組合立しおさいの管理並びに運営に関する事務委託規約（本市制定分）を廃止することについて議決を求めるものです。

議案第73号「財産の取得について」議案綴り53ページです。

土佐清水市消防本部の老朽化した消防ポンプ車両の更新について、水槽付消防ポンプ自動車1-B型1台を去る7月29日に指名競争入札を実施し、落札価格及び落札業者が決定をいたしましたので、契約金額5,702万4,000円で、有限会社濱田ポンプ商会、代表取締役濱田雅昭氏と備品購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、ご審議につきまして、よろしくお願いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、予算案並びに条例案等に対する内容説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休 憩

午前11時24分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

次に、今9月会議に平成26年度土佐清水市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計歳入歳出決算の認定案並びに基金運用状況調書が提出されておりますので、この際、これに関する監査の報告を監査委員にお願いをいたします。

監査委員、西原強志君。

（監査委員 西原強志君登壇）

○監査委員（西原強志君） おはようございます。

平成26年度決算審査監査委員報告について行います。

平成26年度土佐清水市水道事業会計決算並びに土佐清水市一般会計、特別会計の決算及び基金運用状況について、その審査の概要と結果を報告いたします。

はじめに、水道事業会計についての報告をいたします。

水道事業会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

審査の期間は、7月3日に書類審査を行い、書類審査終了後、斧積簡易水道整備箇所の現地視察を行いました。審査の方法につきましては、市長より審査に付された水道事業会計決算書及び決算付属書類が関係法令に準拠して作成され、財政状況を適正に表示されているか、また、会計処理が関係法令に従って正しく行われているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類等を照合しながら、関係職員から内容説明を聴取することなどにより、審査を実施しました。

審査の結果につきましては、審査に付された決算諸表、財務諸表及びその他の関係書類は、

地方公営企業法、その他の関係法令に準拠して作成されてきました。

また、計数についても正確であり、平成26年度水道事業の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認めました。

なお、審査の過程で見受けられた軽易な事項については、その都度、指摘・指導したので省略しております。

審査の概要につきましては、平成26年度の水道事業の給水状況を対前年で見ると、給水人口については上水道が210人、また簡易水道についても180人と大幅に減少していることから、それに伴い、総給水量も195万265 m^3 と前年に比べ4万9,059 m^3 減少しております。

経営状況を収益的収支で見ると、収入額は3億4,158万5,599円で、前年度と比較すると6,036万8,059円の増収、支出額は2億7,912万9,536円で、3,889万9,152円の増収となっており、収益的収支では6,245万6,063円の黒字となっておりますが、3条特定収入仮払消費税である156万3,494円を差し引いた当年度純利益は6,089万2,569円となり、前年度繰越利益剰余金1億5,827万1,583円及びその他未処理利益剰余金変動額1億2,013万8,854円を加えた当年度末処分利益剰余金は3億3,930万3,006円となっております。

このうち、減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に4,000万円をそれぞれ積み立てると翌年度へ繰越利益剰余金は2億5,930万3,006円となります。

以下、項目ごとの詳細な審査状況について報告いたします。

2ページをお願いいたします。

業務状況につきましては、平成26年度末における給水世帯及び人口は7,328世帯、1万4,515人で、前年度と比較すると平成25年度末では7,410世帯であったが、82世帯、1万4,905人であったものが、390人減少しているものの、施設利用率は43.5%と前年度比で0.3%増加しています。

配水量等の前年度比較では、配水量は2万1,664 m^3 の増、有収配水量は4万9,059 m^3 の減、有効無収水量は5万3,020 m^3 となっております。

漏水量につきましては、前年度に比べ1万7,703 m^3 増加しており、漏水率も23.4%と前年度の数値と比べると0.5%の増となっております。

漏水対策としては、上水道では老朽化した配水管の漏水改善、耐震化工事として汐見町・西町・竜串の部分的布設替えを実施しました。

簡易水道では、久百々・大岐統合簡易水道事業において配水管布設工事の多くの区間が完了しましたが、一部用地の交渉が進まないことから、平成27年度は一旦、事業を中止すること

になりました。

また、斧積簡易水道事業は、配水池付近の用地交渉に時間を要したことから、実施設計のみとなりました。

次に、予算の執行状況であります。当年度の収益的収入は、予算額 3 億 7,367 万 3,000 円に対して、決算額は 3 億 4,158 万 5,599 円で、前年度決算額 2 億 8,121 万 7,540 円と比較して、6,036 万 8,059 円の増収となっています。これは給水人口の減少に伴う給水収益が 642 万 1,690 円の減収となったものの、営業外収益の一般会計繰入金 496 万 6,311 円と長期前受金戻入 5,573 万 2,650 円の増収が主な要因であります。

なお、簡易水道に係る建設工事費の元利償還金や過疎債に対する交付税等を営業外収益として一般会計から 3,079 万 6,715 円繰り入れしています。

なお、予算額に対する収納率は 91.4%となっています。

一方、収益的支出は、予算額 3 億 4,527 万円に対し、営業費用では総係費及び営業外費用では、地方債元利償還金の利息がそれぞれ減額したものの、営業費用の減価償却費及び資産減耗費等が増加となったため、決算額は 2 億 7,912 万 9,536 円で、前年度と比べて 3,889 万 9,152 円の増額となり、予算に対する執行率は 80.8%となっています。

次に、資本的収入及び支出について報告いたします。3 ページをお願いいたします。

収入総額は、予算額 3 億 802 万 7,000 円に対し、決算額は 1 億 9,163 万 7,000 円となっており、久百々・大岐統合簡易水道事業の中断及び斧積簡易水道事業が実施設計のみとなったことから、前年度に比べ 6,047 万 2,000 円の減額となっています。

予算額に対する収入率が、62.2%と低率なのは、斧積簡易水道事業に伴う配水池用地交渉に時間を要したことから、貯水槽タンクの設置工事が翌年度になったためであります。

一方、支出総額は予算額 5 億 7,897 万 9,400 円に対し、決算額は 4 億 5,865 万 4,598 円で、前年度と比較して 1 億 1,742 万 740 円の増額となり、予算額に対する執行率は 79.3%となっています。

その結果、収入が支出に対して、不足する 2 億 6,701 万 7,598 円は、過年度分当年度分損益勘定留保資金の 6,887 万 9,052 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,813 万 8,546 円と減債積立金 1 億円、建設改良積立金 8,000 万円により補填されています。

その他の予算事項については、省略させていただきます。

4 ページをお願いいたします。

経営成績の収益的収支につきましては、当年度の収支は総収益 3 億 4,158 万 5,599 円に対し、総費用は 2 億 7,912 万 9,536 円となっており、その結果、3 条特例収入仮払消費税

の156万3,494円を差し引いた当年度純利益は6,089万2,569円となり、前年度と比べると2,065万2,481円の増収となっています。

次に、原価事項につきましては、有収水量1m³当たりの給水収益は、126.78円で、前年度と比較すると0.10円の減額となっています。

一方、給水原価は143.10円で、前年度と比較すると22.96円の増額となっており、販売利益は1m³当たり16.32円の赤字が見込まれております。

5ページをお願いいたします。

財政状況の資産の状況につきましては、本年度の貸借対照表において資産合計額は35億1,115万2,865円となっており、前年度と比較して構築物等の減額により5億920万8,669円減少しています。

資産の内容は、固定資産30億7,252万4,188円で、資産全体の87.51%、流動資産4億3,862万8,677円で12.49%となっています。

なお、建設仮勘定として取り扱っていた以布利ダムの建設に係る費用については、以布利ダムが既に供用開始されており、ダム利用権として3億9,798万2,157円を無形固定資産としています。

次に、負債の状況につきましては、本年度の貸借対照表において、負債合計額は23億198万9,809円となっており、前年度と比較して22億2,981万1,497円増加しています。

負債の内容は、固定負債が11億492万5,213円で、負債全体の48.00%、流動負債は1億7,070万9,317円で7.42%となっています。

次に、資本の状況につきましては、資本合計額は資本金の5億2,125万8,418円と剰余金の6億8,790万4,638円で、合計が12億916万3,056円となっており、前年度と比較すると27億3,902万166円減少しています。

その他についてであります。当年度末預金、現金残高については、当年度末の預金並びに現金残額は2億9,655万5,108円で、帳簿書類と預金通帳並びに定期預金証書と照合・確認を行った結果、相違ないことを確認しました。

最後に、指摘及び要望事項について報告します。6ページをお願いいたします。

有収給水量の確保につきましては、当年度における総配水量は270万8,240m³で、有収給水量は195万265m³となっており、有収率は72.0%で前年度と比較すると2.4%減少しています。

漏水率は63万2,417m³で、漏水率は23.4%となっており、前年度と比較すると0.5%増加しています。

漏水率は25%となっているのは、簡易水道では立石・布・下ノ加江・大谷・中浜・下川口・宗呂・貝ノ川地区の8カ所と上水道では三崎地区の1カ所となっており、配管の交換や修理等により一定の改善が図られたものの、上水道では22.1%で、簡易水道では25.0%であり、給水区域全体での漏水率は23.4%と依然高い状態であることから、引き続き漏水調査による配管の布設替え工事等を実施し、漏水対策に努めることを要望します。

水道料金の収納につきましては、当年度末、未収金5,389万4,025円で、前年度末と比較すると、402万1,295円の増額となっています。

未収金対策としては、督促通知を発送した後、6カ月以上の滞納者には、停水通知を発送、進展がなければ停水措置や分納誓約による納入など講じているようではありますが、引き続き、法的措置も含めた適正な債権管理や滞納整理を行うよう、要望します。

工事関係につきましては、本年度も上水道配水管の漏水対策、耐震化工事として配水管布設工事をはじめ、久百々・大岐統合簡易水道事業等が設計に基づき施工されていることが認められました。

また、斧積簡易水道整備事業については、現地監査により事業の進捗状況を確認、用地交渉に時間を要したことから、実施設計のみの実施となっているが、早期完成に向けた努力をするよう要望します。

今後においても、施設の維持管理をはじめ、施設整備計画に基づき、漏水改善・耐震化工事を実施するなど、引き続き、健全な建設改良事業に努められるよう、要望します。

続きまして、一般会計及び特別会計決算並びに資金運用状況についての報告をいたします。

1ページをお願いいたします。

審査の期間につきましては、7月7日から16日の間、延べ7日間にわたって行いました。

審査の方法につきましては、平成26年度一般会計並びに各特別会計の審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、基金運営状況調書、その他関係書類等について決算の計数が正確であるか、予算の執行が関係法規に準拠して、適正かつ効率的になされているかに重点をおいて、審査を行いました。

また、各会計の計数を点検するとともに、関係職員から内容説明を聴取し、あわせて例月出納検査及び定期監査の結果を参考にして、厳正に行いました。

2ページをお願いいたします。

審査結果につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書並びに関係書類の計数はいずれも正確で、関係法令に準拠して調整されており、効率的かつ効果的に執行されました。

また、予算の執行並びに財政の運営や基金の運用状況についても、調書の計数は正確で適正

に運用されていることを認めました。

続きまして、審査の概要と主な事項について報告いたします。

一般会計並びに特別会計の総括につきましては、平成26年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出の決算状況を前年度と比較すると、歳入は174億5,705万830円で、8億4,654万1,184円。歳出は170億4,882万707円で、7億6,919万5,647円のそれぞれ増額になっており、形式収支では4億823万123円の黒字決算となっています。そのうち、翌年度への繰越財源額の4,232万4,455円を差し引くと、実質収支額は3億6,590万5,668円の黒字となっております。

次に、一般会計の決算状況につきましては、予算現額130億7,367万1,900円に対して、歳入決算額が116億6,169万4,652円となっており、前年度比で8.00%増、歳出決算額も113億4,880万1,654円で、前年度比8.47%の増となっています。

形式収支では、3億1,289万2,998円の黒字決算となっていますが、事業の繰り越しに伴い、翌年度へ繰り越すべき財源4,232万4,455円を差し引いた実質収支は、2億7,056万8,543円の黒字決算となっています。

また、当年度から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は4,773万457円の赤字となっていますが、これは主に国庫支出金の収入が大きく減少したためで、これに積立金1億5,939万193円を充当すると、実質単年度収支では1億1,169万9,736円となっています。

3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、予算現額130億7,367万1,900円に対して、調定額123億758万2,237円で、収入済額は116億6,169万4,652円となっており、前年度に比べ8億6,428万9,511円の増となっています。

予算額に対する収入率は89.20%となっており、前年度と比べ1.71%の増、また調定額に対する収入率も94.75%で、0.02%の増となっています。

各款別の構成比率は、市税収入が10.57%で、税外収入は89.43%となっています。

市税の収入額は12億3,281万6,846円で、前年度に比べ1,817万3,793円の増、税外収入も104億2,887万7,806円となっており、前年度と比べ8億4,611万5,718円の増となっています。

調定額のうち、1,722万8,784円の不納欠損を行った結果、最終的な収入未済額は6億2,865万8,801円をなっています。

各款別の決算状況につきましては、4ページから6ページに記載しておりますが、前年度と比較して増額となっているのは、市税、配当割交付金、地方消費税交付金、県支出金、市債な

どであります。

歳出につきましては、支出済額が113億4,880万1,654円となっており、前年度と比べ8億8,652万4,723円の増額となっています。

その要因といたしましては、新清水保育園新築工事、市役所庁舎耐震補強工事に係る建築事業費等が増額となったためであります。

執行率は86.80%となり、前年度と比べ2.03%の増となっています。

不用額は、7億8,455万6,646円で、総務費をはじめ、総額で9億4,031万3,600円を翌年度に繰り越しています。

また、決算統計による性質別決算状況については、人件費、扶助費等の消費的経費が51億9,467万3,000円で、普通建設費、災害復旧費等の投資的経費は25億5,267万2,000円となっています。

予算に対する構成比率は、消費的経費が45.79%で、投資的経費22.25%となっています。

各款別の決算状況につきましては、7ページから8ページに記載しておりますが、前年度と比較して増額となっているのは、総務費、民生費、農林水産費、商工費、消防費、災害復旧費などです。

9ページをお願いします。

6特別会計の決算額は、歳入額57億9,535万6,178円に対し、歳出額は57億1万9,053円となっており、差し引き9,533万7,125円の黒字となっています。黒字が生じているのは、介護保険・介護サービス・後期高齢者医療で、翌年度への繰越金や基金積立金として処理されます。

各特別会計の決算状況については、9ページから10ページまで掲載しております。

国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険税の収納状況は、現年度の調定額4億6,972万8,400円に対し、収入済額は4億4,669万3,210円となっており、収納率95.10%で、前年度に比べ0.01%向上し、収入未済額は2,303万5,190円となっています。

一方、滞納繰越分は、調定額6,693万4,744円で、収入済額は2,209万2,849円となっております。収納率は33.01%で前年度に比べ1.84%向上しています。

その結果、不納欠損した570万482円を差し引いた滞納繰越分に係る収入未済額は、3,914万1,413円となり、国民健康保険税全体の収入未済額は6,217万6,603円となっています。

他の特別会計については、省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。

財務分析につきましては、27ページの表13に年度別推移を掲載しており、本年度については財政力指数が0.23、経常収支比率が93.0%、実質収支比率が5.1%、実質公債費比率が16.7%となっています。

12ページをお願いいたします。

基金の運用状況につきましては、定期預金証書等と照合、確認を行い、各種基金とも目的に沿って運用されていることを確認いたしました。

前年度と比較して減額になっているのは、財政調整基金、施設等整備基金、特別養護老人ホーム事業基金であります。

財政調整基金につきましては、本年度末現在高、10億3,034万8,222円で、287万1,724円の減少となっています。これは一般会計の預金利子24万193円と積立金6,630万円、国民健康保険事業特別会計の預金利子1万7,629円により増加したものの、国保会計の財源不足を補うために基金を6,942万8,546円取り崩したものであるものです。

施設等整備基金につきましては、本年度末現在高、1億3,768万3,229円で、3,679万9,848円の減少となっています。これは預金利子7万252円により増加したものの、施設整備等の財源不足を補うために、基金を3,687万100円取り崩したものであるものです。

13ページをお願いします。

特別養護老人ホーム事業基金につきましては、本年度末現在高9,340万1,042円で、4,130万636円の減少となっています。

これは預金利子3万3,777円により増加したものの、施設運営費の財源不足を補うため、基金を4,133万4,413円を取り崩したことによるものです。主な事業基金の運用状況を申し上げましたが、他の基金については省略させていただきます。

財産につきましては、財産に関する調書により審査を行いました。

その結果、13ページ中段から14ページに記載しております。

14ページの中段になりますが、現地監査につきましては、6つの事業について、現地で担当課の説明を受けながら、施工状況を確認し、適正に施工されていると認めました。

続きまして、指摘及び要望事項について報告いたします。

市税等の収納状況につきましては、調定額13億5,384万9,912円に対し、収入済額は12億3,281万6,846円で、不納欠損額の1,232万2,113円を差し引いた収入未済額は1億871万953円となっています。

現年度分の収納率は97.64%で、前年度に比べ0.2%向上しており、滞納繰越分の収納率

についても24.67%と前年度に比べ、0.95%向上しており、市税全体の収納率は91.06%で前年度に比べ2.72%向上しています。

市税等の収納対策につきましては、本市の健全財政を維持していくためにも、税の公平性を確保するとともに、今後も収納率の向上が図られるよう、収納推進課を中心とした収納対策を推進するよう要望します。

税以外の未収金について、各種貸付金や使用料等の税外収入については、依然として多額の未済額があることから、滞納状況を早期に把握し、早期に対応するとともに、文書や電話、戸別訪問等の勧告を強化し、必要に応じて法的手段を検討するなど、適正に処分するよう要望します。

15ページをお願いします。

負担金、補助金及び交付金については、各団体及び代表者から提出された決算報告や実績報告により、負担金、補助金、交付金が支払われているが、審査の結果、補助金額に対して活動状況が少ないと認められるものが確認された。

負担金、補助金等の交付決定については、申請内容を適正に審査して決定するとともに、実績報告についても申請に沿った事業が実施されているか、確認した上での適正な補助金交付を要望します。

次に、財政の健全化について、財源の多くを依存財源に頼っている本市にとっては、国の政策転換による各種交付金の見直し等が懸念され、市財政の影響は不透明感をぬぐい切れないところ です。

実質公債費比率は16.7%で、早期健全化基準となる25.0%を下回り、前年度と比べ0.4%改善されたものの、経営収支比率も高い状態が続いていることから、財政構造は弾力性を欠きつつあると判断されるため、今後より一層の財務管理を要望します。

また、財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率においては、いずれも早期健全化基準を下回っているものの、常に財務状況を正確に把握することが不可欠で、受益と負担の公平性を確保しつつ、事業の効率的、効果的な行政運営を推進し、財政の健全化に向け、一層の努力を要望します。

最後に、特別会計についてですが、各特別会計はその設置目的に沿って、適正に執行されていることを認めました。

今後も高齢化の進展に伴い、国民健康保険事業、後期高齢者医療に係る医療費や介護予防に係る事業費の増大が見込まれ、保険税収等の財源の確保に努め、健全な事業運営を図られることを要望します。

なお、国民健康保険事業については、前年度末現在の基金残高が7,244万5,468円とな

っているが、このうち、6,942万8,546円を事業運営費として出納期間中に取り崩し、実際の基金残高は303万4,551円となっており、来年度以降においても一般会計からの繰り入れや、場合によっては繰上充用による決算処理が懸念されることから、早期の財源確保に対する取り組みを要望します。

また、指定介護老人福祉施設事業及び介護サービス事業についても、実際の年度末基金残高は、特別養護老人ホーム事業基金が6,716万1,986円となっていることから、施設運営体制の改善を要望します。

以上で、平成26年度土佐清水市水道事業会計決算、一般会計、各特別会計決算及び基金の運用状況に係る決算審査の報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 以上で、監査委員の報告は終わりました。

皆様をお願いをいたします。

午食の時間ではありますが、会議を続けさせていただきます。

お諮りをいたします。

ただ今議題となっております案件のうち、議案第73号「財産の取得について」は、過日、先議願いたいと執行部から要請があり、8月25日の議会運営委員会でこの取り扱いについて協議いたしました結果、本日、先議いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号を先議することに決しました。

議案第73号を先議いたします。

ただ今から質疑に入ります。

なお、質疑のある方は、昨日までに通告をいたすよう議会運営委員会で決定し、お願いをいたしております。

議案第73号について、質疑の方はございませんか。

小川議員。

（7番 小川豊治君自席）

○7番（小川豊治君） 今、議長のほうから昨日までに通告をとということで事前にしておったようですけども、実はちょっと手違いがありまして、ちょっと私、聞いてないというか、あったわけですけど、今、質疑は構わないでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 構いません。

（7番 小川豊治君自席）

○7番（小川豊治君） 構いませんか。

ちょっと何点か教えてください。

今の説明の中で、7月29日に指名競争入札をしたということなんですが、ちょっと若干、内容説明を、例えば、今回のポンプの水量、トン数、それともう1つ、例えば、全力で放水した場合にその放水時間といいますか、それがどの程度あるか、その点についてまずお聞きをいたします。

○議長（永野裕夫君） 消防署長。

（消防署長 上原由隆君自席）

○消防署長（上原由隆君） お答えいたします。

この消防ポンプ自動車につきましては、水槽は2tの水槽を構えております。また、放水能力につきましては、ポンプ性能がA-2級となりまして、これは日本消防ポンプ協会が実施します消防ポンプ国家検定に合格したポンプということになりまして、規格放水圧力は8.5キロ、規格放水量は1分間に2t以上のポンプ能力、また高圧放水では1.4キロ、高圧放水量は1.4t、1分間に以上となっております。

また、2tの水を使つての放水につきましては、約15分程度放水時間はあります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、小川豊治君。

（7番 小川豊治君自席）

○7番（小川豊治君） 2t以上の放水ということなんですけど、積載が2tですわね。ということは、15分ということはいわゆる水道管なりをつないでのことということになるがでしょうか。

それともう1つ、ちょっと別のことなんですけども、今回、7月29日に指名競争入札を行って決定したようですけれども、いわゆる指名社数、業者数、それと予定価格、もう1点は予定価格について落札額はこれ消費税入ってますね。落札価格とその落札率ですか、それについてお聞きをいたします。

○議長（永野裕夫君） 消防署長。

（消防署長 上原由隆君自席）

○消防署長（上原由隆君） お答えいたします。

入札につきましては、予定を8社指名をしまして、案内をしたところ、2社辞退をしまして6社が参加をしております。

それから、予定価格につきましては、5,708万3,000円を予定価格としておりまして、落札率につきましては99.89%となっております。

それから、最初の質問なんですけども、2 tの水での放水ということでしたが、これは水道管とか、水槽につながまして、1分間の放水量ということになります。

2 tの水槽だけでは15分ぐらいしかもたないということになります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、小川豊治君。

（7番 小川豊治君自席）

○7番（小川豊治君） 2 tで15分って、ちょっと理解しづらいんですけど、放水量からすれば、ちょっと足りるかなという感じですけど、それはいいんですけど、それで落札率が非常に高いので驚きましたけれども、今後、この水槽付のポンプ自動車、これで本部のほうは整備が整ったということなんでしょうか。その辺、今後の計画があれば。

○議長（永野裕夫君） 消防署長。

（消防署長 上原由隆君自席）

○消防署長（上原由隆君） お答えします。

今回、昭和61年の水槽付消防ポンプ自動車の更新となりまして、これが新しくなったんですけども、次に消防本部で古いのは平成6年のポンプ自動車となります。これは4 tシャーシのポンプとなりますので、次はこの車の更新予定となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、小川豊治君。

（7番 小川豊治君自席）

○7番（小川豊治君） わかりました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 他に質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

議案第73号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号については、委員会付託を省略することに決しました。

議案第73号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

議案第73号「財産の取得について」原案に賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第4、「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

「常任委員会委員の選任について」は、委員会条例第7条第1項の規定により、1番田中耕之郎君、2番岡本 詠君、3番細川博史君、4番前田 晃君、5番浅尾公厚君、6番森 一美君、7番小川豊治君、8番西原強志君、10番岡崎宣男君、11番仲田 強君、12番武藤清君、以上11名を予算決算常任委員会委員に。

2番岡本 詠君、3番細川博史君、5番浅尾公厚君、8番西原強志君、9番永野裕夫、11番仲田 強君、以上6名を総務常任委員会委員に。

1番田中耕之郎君、4番前田 晃君、6番森 一美君、7番小川豊治君、10番岡崎宣男君、12番武藤 清君、以上6名を産業厚生常任委員会委員にそれぞれ指名をいたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名をいたしました諸君を、それぞれ常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 0時12分 休 憩

午後 0時13分 再 開

○副議長(森 一美君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、永野議長から職務上の理由によって、常任委員会委員を辞退したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、「議長の常任委員会委員の辞退について」を日程に追加し、議題といたしたいと思
います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(森 一美君) ご異議なしと認めます。

よって、「議長の常任委員会委員の辞退について」を議題とすることに決しました。

「議長の常任委員会委員の辞退について」を議題とします。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり、議長の常任委員会委員の辞退を許可することにご異議の方はござ
いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞退を許可することと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 0時14分 休 憩

午後 0時15分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

「議会運営委員会委員の選任について」は、委員会条例第7条第1項の規定により、1番田
中耕之郎君、2番岡本 詠君、4番前田 晃君、5番浅尾公厚君、10番岡崎宣男君、12番
武藤 清君、以上6名を指名いたしたいと思ます。

これにご異議の方はございませんか。

1番。

○1番(田中耕之郎君) ちょっと確認したいことがありまして、去年の議運のメンバーを決
めた際に、会派を組んでいるか、組んでないかというので、前田議員が当選して間もないとい
うので、確か1年後ぐらいに再度、その件に関しては話そうよというのを僕の記憶の中であっ
たんですけども、その件は実際どうなったのか、それを議運で諮った結果、このメンバーにな
ったのか、それは何もないまま、これでメンバーを一応決めているのか確認したいんですけ
ど。

○議長(永野裕夫君) その件につきましては、確認をしております。

前回と同じやり方で、今、議会運営委員会委員を選任しております。ですから、この件につきましても、後日、議会運営委員会を開いて、この問題についてどうするのか、今のままでいいのか、それから今の1人会派の問題については、もう一度議論をしていただきたいというふうに思っておりますが、後日、議会運営委員会を開かせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

異議のある方、お願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 異議がないようですので、そのような取り計らいを行っていききたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ただ今、指名をいたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) よって、ただ今、指名をいたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 0時17分 休 憩

午後 0時18分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて、会議を開きます。

ただ今、各常任委員会及び議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、この際、私からご報告を申し上げます。

予算決算常任委員会委員長、7番小川豊治君、同副委員長、3番細川博史君。

総務文教常任委員会委員長、11番仲田 強君、同副委員長、2番岡本 詠君。

産業厚生常任委員会委員長、10番岡崎宣男君、同副委員長、1番田中耕之郎君。

議会運営委員会委員長、12番武藤 清君、同副委員長、4番前田 晃君。

以上のとおり、それぞれ互選されましたので、ご報告をいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月7日午前10時に再開いたします。

なお、質疑並びに一般質問の通告の期限は、9月3日午前11時まででありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

午後 0時20分 散 会